

議案第 5 号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 13 日提出

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 井 上 澄 和

理由

平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）の一部改正等により、低所得世帯の被保険者に係る保険料の減額基準等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「100分の11.17」を「100分の10.83」に改める。

第10条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に改める。

第11条中「57万円」を「62万円」に改める。

第13条第1号イ中「第93条」を「第93条第1項及び第2項」に、「及び第98条」を「並びに第98条」に改める。

第15条第1項第3号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第4号中「49万円」を「50万円」に改める。

第16条第1項中「第3号まで」の次に「及び第2項」を加え、「対して課する被保険者均等割額は」を「ついて」に改め、「限り」の次に「、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は」を加える。

第21条中「被保険者に対して課した」を「当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は第55条の2の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した」に改め、「当該被保険者が住所を有する」を削る。

第22条第1項中「第55条」の次に「又は第55条の2」を加える。

附則第2条中「に係る第15条の規定の適用」を削り、「同条第2項第1号中」を「第15条第1項第1号中」に、「同条第3項」を「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項」に改める。

附則第3条から第30条までを削る。

附則第31条の見出し中「特定期間における」を削り、同条中「附則第32条から第34条まで」を「附則第4条から第6条まで」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第32条を附則第4条とし、附則第33条を附則第5条とする。

附則第34条中「第3号まで」の次に「及び第2項」を加え、「対して課する被保険者均等割額は、法」を「ついて、法」に改め、「限り」の次に「、当該被扶養者であった被保険者」を加え、「に対して課する被保険者均等割額は」と」を「」と」に改め、同条を附則第6条とする。

附則に次の3条を加える。

（平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第7条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第15条若しくは第16条又は附則第8条若しくは第9条に規定する基準に従い、平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第8条に規定する基準に従い、」とし、「減額するものとした場合にあつては、」とあるのは「減額するものとした場合にあつては、それぞれ」とする。

(平成30年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第8条 平成30年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成30年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第2号の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第9条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例・新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第8条 (略) (所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成30年度及び平成31年度</u>の所得割率は、<u>100分の10.83</u>とする。 (被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成30年度及び平成31年度</u>の被保険者均等割額は、<u>56,085円</u>とする。 (保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>62万円</u>を超えることができない。</p> <p>第12条 (略) (保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額(第19条の規定により保険料を減免する場合にあっては、当該合計額からその減免する額に相当する額を控除した額とする。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第14条 (略) (所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>27万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p>	<p>第1条～第8条 (略) (所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成28年度及び平成29年度</u>の所得割率は、<u>100分の11.17</u>とする。 (被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成28年度及び平成29年度</u>の被保険者均等割額は、<u>56,085円</u>とする。 (保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>57万円</u>を超えることができない。</p> <p>第12条 (略) (保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額(第19条の規定により保険料を減免する場合にあっては、当該合計額からその減免する額に相当する額を控除した額とする。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第14条 (略) (所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>27万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p>

新	旧
<p>(4) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に50万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)</p> <p>第16条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、<u>当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第20条 (略)</p> <p>(保険料の納付)</p> <p>第21条 保険料は、第5条から第19条までの規定に基づき<u>当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は第55条の2の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者又は連帯納付義務者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。</u></p> <p>(市町村が徴収すべき保険料の額)</p> <p>第22条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は第55条の2の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第23条～第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員であ</p>	<p>(4) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に49万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)</p> <p>第16条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号から第3号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)に<u>対して課する被保険者均等割額は、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第20条 (略)</p> <p>(保険料の納付)</p> <p>第21条 保険料は、第5条から第19条までの規定に基づき<u>被保険者に対して課した保険料の額を当該被保険者又は連帯納付義務者から当該被保険者が住所を有する市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。</u></p> <p>(市町村が徴収すべき保険料の額)</p> <p>第22条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第23条～第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p> <p>第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員であ</p>

新	旧
<p>る被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、<u>第15条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、同項第3号及び第4号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同条第2項」とあるのは「<u>地方税法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</u></p>	<p>る被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたもの<u>に係る第15条の規定の適用については、同条第2項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、同項第3号及び第4号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、同条第3項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u> <u>第3条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定に係る第13条の規定の適用については、同条中「第15条又は第16条」とあるのは「第15条若しくは第16条又は附則第4条若しくは附則第6条から附則第8条まで」とする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u> <u>第4条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の1.9を乗じて得た額を控除した額とする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>2 平成20年度において、保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。）を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年</u></p>

新	旧
(削る)	<p><u>10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、零円とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により算定した控除する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</u></p> <p><u>(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第5条 平成20年度における市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額に係る第22条の規定の適用については、同条第2項中「属する月」とあるのは、「属する月(当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。)」と、同条第4項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」とする。</u></p> <p><u>(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額)</u></p>
(削る)	<p><u>第6条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき第6条及び第9条の規定により算定した額から当該額に2分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第7条 平成20年度において、第15条第2項第1号及び第2号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)に対して賦課する被保険者均等割額は、第10条及び第15条の規定にかかわらず、7,500円とする。</u></p> <p><u>(平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第8条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第15条及び第16条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。</u></p>
(削る)	<p><u>2 前項の規定により算定した控除する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</u></p> <p><u>(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p>

新	旧
(削る)	<p><u>第9条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第1号の規定を適用する場合においては、同条中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</u></p>
(削る)	<p><u>2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第2号の規定を適用する場合においては、適用しない。</u> <u>(平成22年度における特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第10条 平成22年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条」とあるのは「第15条若しくは第16条又は附則第11条若しくは附則第12条」とする。</u> <u>(平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第11条 平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第2項第1号から第3号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)</u> <u>に対して課する被保険者均等割額は、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」とあるのは「被保険者に対して課する被保険者均等割額は」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。</u> <u>(平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第12条 平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第1号の規定を適用する場合においては、同条中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</u></p>
(削る)	<p><u>2 前項の規定は、平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第2号の規定を適用する場合においては、適用しない。</u> <u>(平成23年度における特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第13条 平成23年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条」とあるのは「第15条若しくは第16条</u></p>

新	旧
(削る)	<p><u>又は附則第14条若しくは附則第15条」とする。</u> <u>(平成23年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第14条 平成23年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第2項第1号から第3号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)</u> <u>に対して課する被保険者均等割額は、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」とあるのは「被保険者に対して課する被保険者均等割額は」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。</u> <u>(平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第15条 平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第1号の規定を適用する場合においては、同条中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</u></p>
(削る)	<p><u>2 前項の規定は、平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第2号の規定を適用する場合においては、適用しない。</u> <u>(平成24年度における特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第16条 平成24年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条」とあるのは「第15条若しくは第16条又は附則第17条若しくは附則第18条」とする。</u> <u>(平成24年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第17条 平成24年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第2項第1号から第3号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)</u> <u>に対して課する被保険者均等割額は、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」とあるのは「被保険者に対して課する被保険者均等割額は」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。</u></p>

新	旧
(削る)	<p><u>(平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p> <p>第18条 平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</p>
(削る)	<p>2 前項の規定は、平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第2号の規定を適用する場合には、適用しない。</p>
(削る)	<p><u>(平成25年度における特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p>第19条 平成25年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条」とあるのは「第15条若しくは第16条又は附則第20条若しくは附則第21条」とする。</p>
(削る)	<p><u>(平成25年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p> <p>第20条 平成25年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第2項第1号から第3号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)」に対して課する被保険者均等割額は、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」とあるのは「被保険者に対して課する被保険者均等割額は」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。</p>
(削る)	<p><u>(平成25年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p> <p>第21条 平成25年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</p>
(削る)	<p>2 前項の規定は、平成25年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第2号の規定を適用する場合には、適用しない。</p>
(削る)	<p><u>(平成26年度における特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p>第22条 平成26年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用す</p>

新	旧
(削る)	<p>る場合においては、同条中「第15条又は第16条」とあるのは「第15条若しくは第16条又は附則第23条若しくは附則第24条」とする。</p> <p>(平成26年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p>
(削る)	<p>第23条 平成26年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第2項第1号から第3号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。）に対して課する被保険者均等割額は、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」とあるのは「被保険者に対して課する被保険者均等割額は」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。</p> <p>(平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p>
(削る)	<p>第24条 平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第1号の規定を適用する場合においては、同条中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</p>
(削る)	<p>2 前項の規定は、平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第2号の規定を適用する場合には、適用しない。</p> <p>(平成27年度における特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)</p>
(削る)	<p>第25条 平成27年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条」とあるのは「第15条若しくは第16条又は附則第26条若しくは附則第27条」とする。</p> <p>(平成27年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p>
(削る)	<p>第26条 平成27年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第2項第1号から第3号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。）に対して課する被保険者均等割額は、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」とあるのは「被保険者に</p>

新	旧
(削る)	<p>対して課する被保険者均等割額は」と、「<u>10分の5</u>」とあるのは「<u>10分の9</u>」とする。 <u>(平成27年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第27条 平成27年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</u></p>
(削る)	<p><u>2 前項の規定は、平成27年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第2号の規定を適用する場合には、適用しない。</u> <u>(平成28年度における特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第28条 平成28年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条」とあるのは「第15条若しくは第16条又は附則第29条若しくは附則第30条」とする。</u> <u>(平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第29条 平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第2項第1号から第3号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)</u>に対して課する被保険者均等割額は、<u>法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り</u>」とあるのは「<u>被保険者に対して課する被保険者均等割額は</u>」と、「<u>10分の5</u>」とあるのは「<u>10分の9</u>」とする。 <u>(平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p>
(削る)	<p><u>第30条 平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</u></p>
(削る)	<p><u>2 前項の規定は、平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第2項第2号の規定を適用する場合には、適用しない。</u></p>
(平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)	(平成29年度における特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)
<u>第3条</u> 平成29年度における保険料の賦課総	<u>第31条</u> 平成29年度における保険料の賦課

新	旧
<p>額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは「第15条若しくは第16条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い」とする。</p> <p>(平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p><u>第4条 (略)</u></p> <p>(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p>(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p><u>第6条</u> 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、<u>当該被扶養者であった被保険者</u>とあるのは「被保険者(前条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。</p> <p><u>(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p><u>第7条</u> 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「<u>第15条又は第16条に規定する基準に従い</u>」とあるのは「平成30年度においては第15条若しくは第16条又は附則第8条若しくは第9条に規定する基準に従い、平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第8条に規定する基準に従い、」とし、「減額するものとした場合にあっては、」とあるのは「減額するものとした場合にあっては、それぞれ」とする。</p> <p>(平成30年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p><u>第8条</u> 平成30年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、<u>当分の間、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</u></p> <p>2 前項の規定は、平成30年度以降の各年度に</p>	<p>総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは「第15条若しくは第16条又は附則第32条から第34条までに規定する基準に従い」とする。</p> <p>(平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p><u>第32条 (略)</u></p> <p>(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</p> <p><u>第33条 (略)</u></p> <p>(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</p> <p><u>第34条</u> 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第3号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)」<u>に対して課する被保険者均等割額は、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」とあるのは「被保険者(前条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。)</u> <u>に対して課する被保険者均等割額は</u>と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。</p>

新	旧
<p><u>おける所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第2号の規定を適用する場合においては、適用しない。</u> <u>(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p> <p><u>第9条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「限る。」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。」とする。</u></p>	